

集落みんなで取り組む獣害防止



米原市民報 No609
2018年2月18日 日本共産党米原市議会議員
山脇正孝Tel52-1093
事務局:藤田正雄Tel55-1128

獣害対策の要/市の交付金制度

制度打ち切りでなく、継続拡充こそ必要

米原市集落ぐるみの鳥獣害総合対策支援事業交付金制度 (米原市広報より)

市では、集落ぐるみの継続的な鳥獣害対策の取組を支援するために、国や県の助成事業と併せて利用することができる新たな交付金を設けました。

集落ぐるみの鳥獣害対策を進め、鳥獣害に強い集落づくりを進めるため、活用ください。

- 対象者自治会、集落営農組織など
- 事業期間平成30年度まで
- 交付金上限額

上限110万円(1年目50万円、2年目以降20万円)

※先進的に取り組むモデル事業を実施する場合は、上限額に加算

●対象となる取組

地域の実情などに応じた「集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン」を策定すると、次の事業が助成対象になります。

- ・侵入防止柵整備事業
- ・有害鳥獣追い払い用具整備事業
- ・捕獲檻整備事業
- ・野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業
- ・先進的に取り組むモデル事業

詳細は、林務課(58-2229)にお問い合わせください。



東番場区では、制度ができた平成26年度から獣害柵の設置に取り組む、特にイノシシによる圃場の踏み荒らし被害を、年々減少させてきました。これには毎年のメンテナンスが欠かせなく、現在は年度当初の区の事業に位置付けて、区民一丸となって獣害防止に取り組んでいます。

この取り組みに、市が助成していただいて本当に助かっています。多くの集落も同様で、地域農業を守るために、市は制度打ち切りでなく、毎年の補修作業に、少しでも助成できるよう、制度の継続と拡充を強く望みます。また、小集落などで、個人で取り組む獣害対策にも援助が必要です。



獣害柵の補修作業(東番場区)

毎年の補修作業はどうしても必要

米原市では、地域農業の甚大な鳥獣害被害を防止するために、集落ぐるみの取り組みを助成する市独自の交付金制度を平成26年度から始めました。この事業は5年間で平成30年度に終了することになっていきます。しかしこの事業に取り組んできた集落では、引き続き継続拡充の声が広がっています。